

福岡県公報

令和 8 年 3 月 27 日
第 681 号

目 次

告 示 (第215号 - 第238号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下 水 道 課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保 護 ・ 援 護 課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保 護 ・ 援 護 課) 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 4
- 道路の供用の開始 (道 路 維 持 課) 4
- 道路の占用の制限 (道 路 維 持 課) 4
- 道路の占用の制限 (道 路 維 持 課) 5
- 道路の占用の制限 (道 路 維 持 課) 5
- 道路の占用の制限 (道 路 維 持 課) 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 6
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 7
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 7
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) 8
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) 9

- 道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 9
- 道路の供用の開始 (道 路 維 持 課) 9
- 公金事務の委託に係る告示 (教 育 庁 文 化 財 保 護 課) 10
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 10

公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (行 政 経 営 企 画 課) 11
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (行 政 経 営 企 画 課) 11
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (農山漁村振興課) 11
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 11
- 一般競争入札の実施 (情 報 政 策 課) 13
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 17
- 一般競争入札の実施 (警 察 本 部 会 計 課) 18
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (医 療 保 険 課) 21
- 筑後川中流平野左岸圏域に係る河川整備計画の変更 (河 川 整 備 課) 21
- 筑後川中流都市圏域に係る河川整備計画の変更 (河 川 整 備 課) 21
- 筑後川下流圏域に係る河川整備計画 (河 川 整 備 課) 21
- 土地改良区の清算人の退任 (農 村 森 林 整 備 課) 21
- 土地改良区の清算人の退任 (農 村 森 林 整 備 課) 22
- 緊急防災工事計画の決定 (農 村 森 林 整 備 課) 22
- 土地改良区の清算人の退任 (農 村 森 林 整 備 課) 22
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農 村 森 林 整 備 課) 23
- 落札者等の公示 (税 務 課) 23
- 土地改良区の役員の退任 (農 村 森 林 整 備 課) 23
- 指定居宅サービス事業者の指定 (介 護 保 険 課) 23
- 指定居宅サービス事業者の廃止 (介 護 保 険 課) 24
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (介 護 保 険 課) 25
- 指定介護予防サービス事業者の廃止 (介 護 保 険 課) 26
- 開発行為に関する工事の完了 (開 発 ・ 盛 土 指 導 課) 27

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課
 [作成] 〒 810-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号 株式会社西日本高速印刷 (電話) 092-531-1766 (電話) 092-643-3028

教育委員会

- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) ……27
- 福岡県指定無形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) ……27
- 福岡県指定史跡名勝天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) ……27
- 福岡県指定有形民俗文化財の追加指定 (教育庁文化財保護課) ……28

選挙管理委員会

- 令和 7 年 7 月 20 日 執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (行財政支援課) ……28
- 令和 7 年 7 月 20 日 執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正 (行財政支援課) ……30
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) ……32
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) ……32
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) ……32

公安委員会

- 福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部交通指導課) ……33
- 意見募集の結果の公示 (警察本部交通指導課) ……33

告 示

福岡県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第365号福岡広域都市計画下水道事業粕屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告

示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
粕屋町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業粕屋町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年12月26日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
令和3年3月福岡県告示第365号の事業地中糟屋郡粕屋町大字戸原字料ノ坪の一部、大字江辻字長原部、字宮町及び字榎木町の各一部並びに大字大隈字満田、字藤田及び字扇の各一部において事業地を変更する。
令和3年3月福岡県告示第365号の事業地に糟屋郡粕屋町大字大隈字大念佛の一部を加える。
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大支7	有限会社 そよかぜ	居宅介護支援事業所 そよかぜ	大牟田市日出町三丁目1-21	H12・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田川居401	訪問看護ステーション にちりん	田川郡福智町金田952番地1	田川郡福智町赤池733	R8・3・1
大支7	居宅介護支援事業所 そよかぜ	大牟田市日出町三丁目1-21 重藤外科医院内	大牟田市大字草木581番地5	H28・8・1
行居154	デイサービスセンター 陽	行橋市大字天生田586-1	京都郡みやこ町国分240番地	R4・3・1
宮居84	はれいる居宅介護支援	宮若市金丸801番地1	宮若市龍徳1106-6	R8・1・1

福岡県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田川介薬56	ひばり薬局	田川郡糸田町3800-8	R7・12・31

福岡県告示第218号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の

規定により次のように告示する。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字大河内1057の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大河内1057の3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第219号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字川内3759の2、3759の4、3759の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	玉 名 女 線	前	八女市立花町白木6592番4先から 八女市立花町白木6643番1先まで	13.0 ～ 18.4	341.3
			後	八女市立花町白木6592番4先から 八女市立花町白木6643番1先まで	13.0 ～ 18.4	341.3

福岡県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	玉 名 女 線	八女市立花町白木6592番4先から 八女市立花町白木6643番1先まで

福岡県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝 倉	県 道	八 女 香 春 線	朝倉市杷木星丸1628番先から 朝倉市杷木星丸1583番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
朝 倉	国 道	386号	朝倉市杷木池田780番5先から朝倉市杷木寒水44番4先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有

を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
朝 倉	国 道	386号	朝倉郡筑前町篠隈117番72先から朝倉郡筑前町篠隈159番5先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	国道	211号	朝倉郡東峰村大字福井2827番1先から朝倉郡東峰村大字福井2926番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年12月福岡県告示第2100号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水鉛	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

平成の森公園-1	糟屋郡志免町大字吉原及び桜丘二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘3丁目-3	糟屋郡志免町桜丘三丁目及び大字吉原（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年12月福岡県告示第2101号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平成の森公園-1	糟屋郡志免町大字吉原及び桜丘二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
桜丘3丁目-3	糟屋郡志免町桜丘三丁目及び大字吉原（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面2及び3は省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成28年7月福岡県告示第557号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志免 - 1	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 4 は省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成28年7月福岡県告示第558号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
志免 - 1	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 4 は省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第153号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦田 1 丁目 - 2	福岡市博多区浦田一丁目及び糟屋郡志免町石橋台（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所及び志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水鉛沢川	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
王子 3 丁目	糟屋郡志免町王子三丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王子	糟屋郡志免町王子三丁目及び四丁目（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王子 1 丁目	糟屋郡志免町王子一丁目（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
志免 - 1	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片峰中央 2 丁目 - 1	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片峰中央 2 丁目 - 2	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片峰中央 3 丁目 - 1	糟屋郡志免町片峰中央三丁目（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

片峰中央 3 丁目 - 2	糟屋郡志免町片峰中央三丁目（別紙図面 9 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片峰中央 4 丁目 - 1	糟屋郡志免町片峰中央四丁目（別紙図面 10 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石橋台 - 1	糟屋郡志免町石橋台（別紙図面 11 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石橋台 - 3	糟屋郡志免町石橋台（別紙図面 12 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成の森公園 - 1	糟屋郡志免町大字吉原、桜丘二丁目及び三丁目（別紙図面 13 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水鉛 - 1	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面 14 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
地藏谷	糟屋郡志免町大字吉原及び宇美町ひばりが丘一丁目（別紙図面 15 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘 1 丁目 - 1	糟屋郡志免町桜丘一丁目及び大字吉原（別紙図面 16 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘 3 丁目 - 1	糟屋郡志免町桜丘三丁目及び大字吉原（別紙図面 17 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘中央公園	糟屋郡志免町桜丘三丁目（別紙図面 18 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘 5 丁目 南	糟屋郡志免町桜丘五丁目（別紙図面 19 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 14 まで及び 16 から 19 までは省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 15 は省略し、その図面を志免町役場及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 232 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水鉛沢川	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり
王子 3 丁目	糟屋郡志免町王子三丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
王子	糟屋郡志免町王子三丁目及び四丁目（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
王子 1 丁目	糟屋郡志免町王子一丁目（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり
志免 - 1	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり
片峰中央 2 丁目 - 1	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
片峰中央 2 丁目 - 2	糟屋郡志免町片峰中央二丁目（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり
片峰中央 4 丁目 - 1	糟屋郡志免町片峰中央四丁目（別紙図面 10 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 10 に記載する表のとおり
平成の森公園 - 1	糟屋郡志免町大字吉原、桜丘二丁目及び三丁目（別紙図面 13 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 13 に記載する表のとおり
水鉛 - 1	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面 14 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 14 に記載する表のとおり
地藏谷	糟屋郡志免町大字吉原及び宇美町ひばりが丘一丁目（別紙図面 15 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 15 に記載する表のとおり
桜丘 1 丁目 - 1	糟屋郡志免町桜丘一丁目及び大字吉原（別紙図面 16 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 16 に記載する表のとおり
桜丘 3 丁目 - 1	糟屋郡志免町桜丘三丁目及び大字吉原（別紙図面 17 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 17 に記載する表のとおり

桜丘中央公園	糟屋郡志免町桜丘三丁目 (別紙図面18に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表 のとおり
桜丘5丁目 南	糟屋郡志免町桜丘五丁目 (別紙図面19に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表 のとおり

備考 別紙図面 1 から 7 まで、10、13、14 及び 16 から 19 までは省略し、その図面は志免町役場に備え置いて縦覧に供する。別紙図面 15 は省略し、その図面を志免町役場及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
浦田 1 丁目 - 2	福岡市博多区浦田一丁目及び糟屋郡志免町石橋台 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
浦田 2 丁目 - 2	福岡市博多区浦田二丁目及び糟屋郡志免町桜丘一丁目 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を福岡市役所及び志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝 撃に関する事項
浦田 1 丁目 - 2	福岡市博多区浦田一丁目 及び糟屋郡志免町石橋台 (別紙図面 1 に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表 のとおり
浦田 2 丁目 - 2	福岡市博多区浦田二丁目 及び糟屋郡志免町桜丘一 丁目 (別紙図面 2 に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表 のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は福岡市役所及び志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	鬼 木 三毛門 線	前	豊前市大字久路土1191番 1 先から 豊前市大字岸井258番 7 先まで	6.5 ～ 15.7	181.0
			後	豊前市大字久路土1191番 1 先から 豊前市大字岸井258番 7 先まで	6.5 ～ 11.5	181.0

福岡県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 3 月 27 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	鬼 木 三毛門 線	豊前市大字久路土1191番 1 先から 豊前市大字岸井258番 7 先まで

福岡県告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

株式会社日比谷花壇

(2) 事務所の所在地

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

旧福岡県公会堂貴賓館における行為許可に伴う使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和 8 年 3 月 10 日

4 委託をした日

令和 8 年 3 月 10 日

福岡県告示第238号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所
うきは市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所

うきは市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、うきは市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（令和8年福岡県規則第7号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の廃止規則の制定については、公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第234号）の制定により、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の規定による公益信託の引受けの許可及び監督の根拠がなくなったことに伴い、当然必要とされる規則の廃止を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和8年3月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年福岡県規則第8号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国の機関が行政手続法第39条第1項の規定による手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の規則を定めようとするものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和8年3月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則を廃止する規則（令和8年福岡県規則第12号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の廃止規則の制定については、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例（令和8年福岡県条例第24号）の制定に伴い、当然必要とされる規則の廃止を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和8年3月27日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和 8 年度一般業務用パソコン賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用

状況調査票（様式第 4 号）

ケ 営業概要表（様式第 5 号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 8 年 4 月 8 日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 10 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和 8 年度一般業務用パソコン賃貸借契約

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 13 年 12 月 31 日まで

(4) 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで

(5) 納入期限

令和 8 年 12 月 31 日

(6) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年5月8日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	機械器具（電気器具）	AA
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤・セキュリティ係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否
要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和8年4月20日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「競争入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

11 入札書

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時 00 分

(2) 提出場所

5 の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月11日開封<令和8年度一般業務用パソコン賃貸借契約>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「5月11日開封<令和8年度一般業務用パソコン賃貸借契約>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない

い。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 開札

(1) 日時

令和 8 年 5 月 11 日（月）午後 2 時 00 分

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁行政棟10階 情報政策課 O A 研修室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該

入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 予定価格の事前公表

無

17 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of contract matter
Personal Computer lease contract
The details are described by the manual of this tender.
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. on May 8, 2026
- (3) Contact Point for the Notice
Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development
Department, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku,
Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.

TEL 092-643-3198

FAX 092-643-3121

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察統合サーバ賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法

律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和8年5月13日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
福岡県警察統合サーバ賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第

244号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和8年6月4日(木曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和8年3月27日(金曜日)から令和8年4月15日(水曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年6月4日(木曜日)午後5時45分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和8年6月5日(金曜日)午前10時30分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその

代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter

A leasing contract for Fukuoka Prefectural Police Integrated Server

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 P. M. June 4 , 2026

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2590)

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 4 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則（平成 30 年福岡県規則第 13 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療保険課に備え置きます。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第 4 条第 2 項第 4 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 8 年 3 月 27 日

公告

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「筑後川中流平野左岸圏域河川整備計画」を変更したので、同条第 7 項において準用する同条第 6 項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県久留米県土整備事務所に備え置く。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「筑後川中流都市圏域河川整備計画」を変更したので、同条第 7 項において準用する同条第 6 項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課、福岡県久留米県土整備事務所、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所に備え置く。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「筑後川下流圏域河川整備計画」を定めたので、同条第 6 項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課、福岡県久留米県土整備事務所、福岡県南筑後県土整備事務所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置く。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

解散した清算法人辻垣・道場寺・高瀬土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 19 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
大田 完治	行橋市大字道場寺1279番地 1
池田 寛樹	行橋市大字高瀬109番地 3
池田 謙二	行橋市大字辻垣272番地
藤川 良範	行橋市大字辻垣216番地
木戸 八郎	行橋市大字高瀬291番地 4

公告

解散した清算法人五徳土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
松田 直行	田川郡香春町大字香春2087番地 2
進 正己	田川郡香春町大字香春2004番地 2
宇津木 末廣	田川郡香春町大字香春2941番地
原田 重信	田川郡香春町大字香春2590番地
亀澤 昌治	田川郡香春町大字香春2807番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、緊急防災等工事計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山ノ井川流域地区土地改良（農業用排水施設整備）事業緊急防災等工事計画書の写し	令和 8 年 3 月 27 日から 令和 8 年 4 月 24 日まで	・久留米市役所15階 農村森林整備課窓口 ・筑後市役所 建設経済部水路課 ・大木町役場 建設水道課

公告

解散した清算法人上穂波東土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
中野 敏次	飯塚市長尾496番地 1
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地 2
大屋 知之	飯塚市長尾757番地 1
大庭 秀和	飯塚市長尾491番地
上野 和幸	飯塚市平塚691番地
中野 良則	飯塚市平塚211番地
上野 信治	飯塚市平塚683番地
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地 5
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 営 土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事を完了した時期
区画整理事業（大刀洗北部地区）	令和 6 年 6 月 25 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
令和 8 年度税制改正に伴う自動車税環境性能割廃止対応等に係る税務システムの改修業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 3 月 6 日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社 B C C
 - 住所
福岡市中央区六本松二丁目 12 番 19 号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,091,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1(c)(i)に該当

公告

小郡土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
江上 辰己	小郡市小坂井535番地11

公告

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の 2 の規定により、次のように公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指 定 年 月 日
訪問介護	4071504007	在宅支援介護事業所 ちづる 大牟田市山下町19	合同会社リーダー	令和 8 年 1 月 1 日
〃	4072602206	ヘルパーステーション よろこび 行橋市稲童852番地 6	株式会社 A. N コー ポレーション	令和 8 年 1 月 1 日

〃	4072000971	ヘルパーステーション cerne 柳川市高島192番地2	株式会社 cerne	令和 8 年 2 月 1 日
〃	4072000989	訪問介護 緑 柳川市椿原町21番地12 ロイヤルグリーン柳川 205	合同会社はっぴー緑	令和 8 年 2 月 1 日
〃	4079200624	訪問介護ステーション ウォームハート 田川郡香春町高野1230 - 9	株式会社 Clove r	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護	4065590616	ぴいず訪問看護ステ ーション 飯塚市幸袋471- 1 めぐみテナント5	株式会社 Licht	令和 7 年 12 月 1 日
〃	4065690523	訪問看護ステーション みつばち 田川市位登1596- 3	株式会社 J S T	令和 7 年 12 月 1 日
〃	4066290174	小児訪問看護ステー ション りんく 中間市長津二丁目4- 26	Step Forw ard株式会社	令和 7 年 12 月 1 日
〃	4061690329	エデュコ訪問看護ステ ーション南 春日市平田台一丁目31 パークサイド春日の杜 101	株式会社エデュコ	令和 8 年 1 月 1 日
〃	4061790210	小西第一病院訪問看護 ステーション 筑紫野市石崎一丁目3 - 1	医療法人小西第一病 院	令和 8 年 1 月 1 日
〃	4061790228	訪問看護ステーション ととのい筑紫野 筑紫野市針摺中央二丁 目15- 5 松尾ビル 202号室	株式会社ととのい	令和 8 年 2 月 1 日
〃	4062390143	Etoile訪問看護ステー ション 筑後市熊野67- 8 グ リーントウン筑後105	株式会社 I N O V Y	令和 8 年 2 月 1 日
〃	4065590624	訪問看護ステーション つむぎ 飯塚市赤坂499- 2	合同会社希絆	令和 8 年 2 月 1 日

〃	4065590632	訪問看護ステーション ゆいのわ 飯塚市立岩1203番地3 アリエス立岩206号	株式会社オルビスケ ア	令和 8 年 2 月 1 日
〃	4065690531	訪問看護ステーション ほっと 田川市伊田3414- 4 原田テナントビル1階 103号室	株式会社HOTTE ターナリー	令和 8 年 2 月 1 日
〃	4067390163	小春日和訪問看護ステ ーション 京都郡苅田町若久町一 丁目7- 9	合同会社夢心	令和 8 年 2 月 1 日
通所介護	4073701031	あおぞらデイサービス センター油山 那珂川市西畑423- 3	株式会社Lich i	令和 8 年 1 月 1 日
〃	4071702676	デイサービスステー ション おとのわ 直方市山部1474番地6	株式会社結の輪	令和 8 年 2 月 1 日
短期入所 生活介護	4075500993	ユニット型特別養護老 人ホーム照陽園 宮若市磯光2159- 1	社会福祉法人 宮田 福祉会	令和 8 年 1 月 1 日
特定施設 入居者生活 介護	4073701023	ひばり苑 那珂川市観晴が丘3- 18	HEARTFUL株 式会社	令和 7 年 12 月 1 日
福祉用具 貸与	4071804563	くらし製作所 飯塚市川津77番地2 キュート舞の浦1F	合同会社くらしテッ ク	令和 8 年 2 月 1 日
特定福祉 用具販売	4071804563	くらし製作所 飯塚市川津77番地2 キュート舞の浦1F	合同会社くらしテッ ク	令和 8 年 2 月 1 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービ
ス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号及び介護保険法施行規
則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のように公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 又は氏名	廃 止 年 月 日
-------------	---------------	-----------------	----------------	--------------

訪問介護	4075101073	ヘルパーステーション クレア 遠賀郡岡垣町中央台三 丁目22番1号	社会福祉法人日本傷 痍者更生会	令和 7 年12月31日
〃	4076700451	COSMOS 朝倉郡筑前町篠隈349 番地14 プレステージ 21 302	株式会社H u m a n e a r t h	令和 7 年12月31日
〃	4079900298	若草ヘルパーステーシ ョン 田川郡大任町今任原 3388番地	株式会社若草	令和 7 年12月31日
〃	4077300178	ヘルパーステーション 涼風 うきは市吉井町富永 1864- 2	有限会社たんぼぼ	令和 8 年 2 月28日
〃	4079400794	ヘルパーステーション あいあい田川 田川市楠2085- 10	株式会社S K Y	令和 8 年 2 月28日
訪問看護	4060690171	訪問看護ステーション M I R A I 宗像市石丸三丁目5番 10号 メゾン・ド・エ スポワール207号室・ 203号室	合同会社B B Kプロ パティマネジメント	令和 7 年12月31日
〃	4067490005	老人訪問看護ステーシ ョンくぼて 豊前市赤熊1330	医療法人 花泉会	令和 7 年12月31日
〃	4065590418	訪問看護ステーション つむぎ 飯塚市赤坂499- 2 関アパート1 F	リベラルホーム株式 会社	令和 8 年 1 月31日
〃	4064390133	訪問看護ステーション マーベラス 柳川市三橋町高畑204 - 2 S E Iビル104	一般社団法人障がい 者支援マーベラス	令和 8 年 2 月28日
〃	4065590343	訪問看護ステーション あいあい飯塚 飯塚市幸袋575- 12	株式会社S K Y	令和 8 年 2 月28日
通所介護	4072601786	デイサービス なぎさ の家 行橋市金屋649- 1	特定非営利活動法人 たすけ愛京築	令和 7 年12月31日

〃	4072801568	デイサービスセンター きゃっち 中間市岩瀬西町20- 39	株式会社c k h a p p y	令和 7 年12月31日
〃	4073700975	あおぞらデイサービス センター油山 那珂川市西畑423- 3	株式会社A C G	令和 7 年12月31日
〃	4071803565	デイサービスセンター あいあい飯塚 飯塚市幸袋575- 12	株式会社S K Y	令和 8 年 2 月28日
〃	4071901450	縁 田川市伊田2793番地の 1	有限会社アールエス シー	令和 8 年 2 月28日
〃	4071902508	デイサービスセンター あいあい田川 田川市楠2085- 10	株式会社S K Y	令和 8 年 2 月28日
〃	4072601299	デイサービスセンター あいあい行橋 行橋市西宮市五丁目31 番17号	株式会社S K Y	令和 8 年 2 月28日
〃	4076300187	通所介護すずらん 飯塚市綱分933番地の 6	介護サービス株式会 社	令和 8 年 2 月28日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定に基づき、指定介護予防サ
ービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第 1 号及び介護保険法施行規則（平
成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

令和 8 年 3 月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービ スの種 類	介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 又は氏名	指 定 年 月 日
介護予防 訪問看護	4065590616	びいす訪問看護ステー ション 飯塚市幸袋471- 1 めぐみテナント5	株式会社L i c h t	令和 7 年12月 1 日
〃	4065690523	訪問看護ステーション みつばち 田川市位登1596- 3	株式会社J S T	令和 7 年12月 1 日

〃	4066290174	小児訪問看護ステーション りんく 中間市長津二丁目4-26	Step Forward株式会社	令和7年12月1日
〃	4061690329	エデュコ訪問看護ステーション南 春日市平田台一丁目31 パークサイド春日の杜101	株式会社エデュコ	令和8年1月1日
〃	4061790210	小西第一病院訪問看護ステーション 筑紫野市石崎一丁目3-1	医療法人小西第一病院	令和8年1月1日
〃	4061790228	訪問看護ステーションととのい筑紫野 筑紫野市針摺中央二丁目15-5 松尾ビル202号室	株式会社ととのい	令和8年2月1日
〃	4062390143	Etoile訪問看護ステーション 筑後市熊野67-8 グリーンタウン筑後105	株式会社INOVOY	令和8年2月1日
〃	4065590624	訪問看護ステーションつむぎ 飯塚市赤坂499-2	合同会社希絆	令和8年2月1日
〃	4065590632	訪問看護ステーションゆいのわ 飯塚市立岩1203番地3 アリエス立岩206号	株式会社オルビスケア	令和8年2月1日
〃	4065690531	訪問看護ステーションほっと 田川市伊田3414-4 原田テナントビル1階103号室	株式会社HOTTEターナリー	令和8年2月1日
〃	4067390163	小春日和訪問看護ステーション 京都郡苅田町若久町一丁目7-9	合同会社夢心	令和8年2月1日
介護予防短期入所生活介護	4075500993	ユニット型特別養護老人ホーム照陽園 宮若市磯光2159-1	社会福祉法人 宮田福祉会	令和8年1月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	4073701023	ひばり苑 那珂川市観晴が丘3-18	HEARTFUL株式会社	令和7年12月1日

介護予防福祉用具貸与	4071804563	くらし製作所 飯塚市川津77番地2 キュート舞の浦1F	合同会社くらしテック	令和8年2月1日
特定介護予防福祉用具販売	4071804563	くらし製作所 飯塚市川津77番地2 キュート舞の浦1F	合同会社くらしテック	令和8年2月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

令和8年3月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
介護予防訪問看護	4060690171	訪問看護ステーションMIRAI 宗像市石丸三丁目5番10号 メゾン・ド・エスポワール207号室・203号室	合同会社BBKプロパティマネジメント	令和7年12月31日
〃	4067490005	老人訪問看護ステーションくぼて 豊前市赤熊1330	医療法人 花泉会	令和7年12月31日
〃	4065590418	訪問看護ステーションつむぎ 飯塚市赤坂499-2 関アパート1F	リベラルホーム株式会社	令和8年1月31日
〃	4064390133	訪問看護ステーションマーベラス 柳川市三橋町高畑204-2 SEIビル104	一般社団法人障がい者支援マーベラス	令和8年2月28日
〃	4065590343	訪問看護ステーションあいあい飯塚 飯塚市幸袋575-12	株式会社SKY	令和8年2月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字北牟田田4583番 1、4583番 4、4583番 6 及び4583番 8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市三国が丘四丁目124番地 2
社会福祉法人三国が丘福祉会
理事長 荒金 順子

教育委員会

福岡県教育委員会告示第 3 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第 4 条第 1 項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県教育委員会

建造物の部

名称	員数	構造形式	所有者	所有者の住所	所在地
櫻井大神宮	3 棟	本殿 桁行一間、梁間一間、切妻造、平入、茅葺 玉串殿 桁行二間、梁間正面一間、背面三間、切妻造、妻入、茅葺 拝殿 桁行三間、梁間二間、切妻造、平入、茅葺 附 棟札 7 枚（寛文 6 年、貞享 2 年、宝永 2 年、享保 10 年、文化 2 年、慶応 2 年 2 枚）	櫻井大神宮	糸島市志摩櫻井 4222	糸島市志摩櫻井

絵画の部

名称	員数	文化財の所在地	所有者
紙本著色戸次道雪像 附 旧表具 一点	1 幅	柳川市奥州町32- 1	宗教法人福嚴寺
紙本著色立花宗茂像 附 旧箱 一箇 旧表具 一点	1 幅	柳川市奥州町32- 1	宗教法人福嚴寺

古文書の部

名称	員数	文化財の所在地	所有者
平野家文書	2 卷、34冊、78通	北九州市八幡東区東田 2 - 4 - 1（北九州市立自然史・歴史博物館）	平野氏貞

福岡県教育委員会告示第 4 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定により、福岡県指定無形民俗文化財を次のように指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県教育委員会

名称	所在地	保護団体
線香花火製作技術	みやま市高田町竹飯1950- 1	線香花火製作技術保存会

福岡県教育委員会告示第 5 号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第 1 項の規定により、福岡県指定史跡及び天然記念物を次のように指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県教育委員会

史跡の部

名称	所在地

秋月藩主黒田家墓所	朝倉市秋月字鳴渡777の一部（実測505.4㎡）。 備考 指定地域に関する図面を福岡県教育委員会、朝倉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
-----------	---

天然記念物の部

名称	員数	所在地
関門層群脇野亜層群 産出魚類化石群	18点	北九州市八幡東区東田2-4-1（北九州市立自然史・歴史博物館）

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形民俗文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、名称等についての記載事項を同表右欄のように改める。

令和8年3月27日

福岡県教育委員会

左欄			中欄	右欄		
名称	関係告示	員数	員数	名称	員数	所有者
大浜流灌頂大燈籠	昭和33年7月福岡県教育委員会告示第29号 平成14年4月福岡県教育委員会告示第9号 平成16年3月福岡県教育委員会告示第9号	9点	13点	大濱流灌頂大燈籠絵附 大燈籠絵箱 一箇	22点	大濱流灌頂継承保存会（大博町一区～六区集会所・福岡市博物館保管）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動

に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙における候補者富永正博の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和7年12月福岡県選挙管理委員会告示第106号）の一部を次のとおり改める。

令和8年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、富永正博の項を次のとおり改める。

福岡県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和8年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

83,899

福岡県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和8年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

624,368

福岡県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年3月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	25,647
北九州市小倉北区	49,714
北九州市小倉南区	56,611
北九州市若松区	21,597
北九州市八幡東区	17,385
北九州市八幡西区	67,752
北九州市戸畑区	15,325
福岡市東区	88,987
福岡市博多区	69,077
福岡市中央区	56,887
福岡市南区	73,589
福岡市城南区	35,456
福岡市早良区	60,908
福岡市西区	57,230
大牟田市	29,496
久留米市・うきは市	89,251
直方市	15,050
飯塚市・嘉穂郡	37,833
田川市	12,177
柳川市	17,132
八女市・八女郡	21,684
筑後市	13,321
大川市・三潞郡	12,437
行橋市	19,915

中間市	11,043
小郡市・三井郡	20,316
筑紫野市	29,264
春日市	30,390
大野城市	28,022
宗像市	26,648
太宰府市	19,724
古賀市	16,067
福津市	18,432
宮若市・鞍手郡	13,186
嘉麻市	9,549
朝倉市・朝倉郡	22,720
みやま市	9,626
糸島市	28,342
那珂川市	13,383
糟屋郡	62,658
遠賀郡	25,098
田川郡	19,551
京都郡	14,973
築上郡・豊前市	14,871

公安委員会

福岡県公安委員会規則第 5 号

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

福岡県公安委員会

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号（裏）中「配達記録郵便」を「簡易書留郵便」に改め、同様式の 2 の(2)を次のように改める。

(2) 福岡県外居住の方

あなたが受取を希望する金融機関（外国銀行の一部及び漁業協同組合の一部を希望することはできません。）を記載してください。手続を済ませ次第「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている金融機関でお受け取りください。

※ 「送金通知書」は、簡易書留郵便で送付されます。

様式第 7 号（裏）中「配達記録郵便」を「簡易書留郵便」に改め、同様式の 2 の(2)を次のように改める。

(2) 福岡県外居住の方

あなたが受取を希望する金融機関（外国銀行の一部及び漁業協同組合の一部を希望することはできません。）を記載してください。手続を済ませ次第「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている金融機関でお受け取りください。

※ 「送金通知書」は、簡易書留郵便で送付されます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成した改正前の様式に基づく用紙で現に使用しているものは、それぞれこの規則の相当規定により作成したものとみなす。

福岡県公安委員会告示第68号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、福

岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和8年1月22日から同年2月20日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和8年3月27日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（令和8年福岡県公安委員会規則第5号）

2 規則の公布の日

令和8年3月27日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。